

岡山市事業向上補助金Q & A

(第2版)

令和2年7月14日

1 補助対象となる新たな取り組み

Q 1-1 「新たな取り組み」の具体例はどのようなものか？ 取り組みの種類別に示してほしい。

(答) 新型コロナウイルスの影響を受けて新たに行う事業内容の見直しのうち、次の(1)から(9)のいずれかに該当する取り組みが補助対象となります。それぞれの取り組みの具体例と想定される業種の例は次のとおりです。

(1) テレワークの導入

【例・全業種】 全社員を在宅勤務に切り替え、**テレワーク**の導入により環境整備を行った

(2) テイクアウト・ドライブスルー・デリバリー・移動販売の導入

【例・ホテル】 レストランで提供していた人気メニューを持ち帰り用にアレンジし、**テイクアウト**を開始した

【例・ケーキ店】 持ち帰りと店内提供の2形態で営業していたが、店舗を改装して**ドライブスルー**を導入した

【例・中華料理店】 店内で食事を提供していたが、宅配代行業者と契約し**デリバリー**を開始した

【例・サンドイッチ店】 店舗での営業を終了してキッチンカーでの**移動販売**に転換した

(3) インターネット販売等の通信販売の導入

【例・和菓子製造販売】 店頭での販売や百貨店への卸売に加え、**インターネットでの販売**を開始した

(4) インターネットを利用した販路拡張(Web展示会・オンライン商談会等)

【例・製造業(BtoB)】 出展予定の展示会が中止になったため、受注を獲得すべく**Web展示会への出展**を行った

(5) オンラインレッスン・Webセミナー・課金制ライブ配信等の導入

【例・音楽教室】 自宅に防音工事を施してWeb会議システムを利用した**オンラインレッスン**を開始した

【例・スポーツジム】 撮影した動画を有料で配信する**オンラインフィットネス**を開始した

【例・PC教室】 eラーニングのシステムを導入し、**インターネットによる授業**を開始した

【例・セミナー講師】 事務所から動画をネット配信する**Webセミナー**を開始した

【例・ライブハウス】 無観客で行う**ライブの有料配信**を開始した

(6) 店舗改修工事(業態転換に伴う工事、3密対策のための空調設備導入等)

【例・飲食店】 ドライブスルー導入に伴い、店舗外壁に**専用窓口を設ける工事**を行った。

【例・飲食店】 客席数を減らして席の間隔を広げるとともに、換気のためドアを開放して営業するために高効率の**エアコンを設置する工事**を行い、密閉・密集・密接状態の回避を図った

(7) 感染症対策用品の製造への参入

【例・繊維工業】 婦人服をOEM生産していたが、縫製技術を活かし、**布マスクの製造**に参入した

【例・酒造業】 消毒液の供給不足を受け、手指消毒が可能な**高濃度アルコール酒の製造**を開始した

(8) ウィズコロナ時代にふさわしい新事業への転換・参入、新しいサービスの開始、新商品の開発等

【例・ビジネスホテル】 ベッドを撤去し、照明やデスクを交換して**貸オフィス事業**に参入した

【例・カラオケ店】 個室を改装してIT機器やオフィス家具を備え付け、**貸オフィス事業**に参入した

【例・食品製造業】 土産物店での販売減を補うべく、ネット販売に特化した**新ブランド**を立ち上げた

【例・水産加工業】 飲食店向けの販売減を補うべく、家飲み用に酒の肴のセットの**新商品**を開発した

(9) テラス営業の導入 (7月14日追加)

【例・飲食店】 「沿道飲食店等を支援するための路上利用」に参加し、店舗前の歩道上で**テラス営業**を開始した

【例・小売店】 店舗敷地内の駐車場を利用して店舗内の商品を陳列・販売する**テラス営業**を開始した

2 補助額

Q 2-1 (1)から(9)までの取り組みを1つでも行えば、10万円(または20万円)もらえるのか？

(答) 「事業継続支援金」とは異なり、要件を満たしさえすれば支給されるものではありません。

「補助金」とは、対象となる事業(補助事業)の内容があらかじめ決められていて、その事業を行った際に要した経費の一部について支給されるものです。また実際にその事業を行った証拠と経費を支払った証拠が必要です。

「事業向上補助金」の場合で言うと、まず(1)から(9)の取り組みを行い、その取り組みの具体的な内容と、取り組みに要した経費について実施報告書に記載し、そのうえで証拠書類として取り組みを行ったことが確認できる写真と、記載したすべての経費についての領収書等を添えて、申請書や他の添付書類とともに提出していただきます。なお、取り組みのために使ったお金がすべて経費として認定されるわけではありません。補助対象とならない経費もありますので、パンフレットの【補助対象とならない経費の一覧】をご確認ください。

提出された書類一式を審査したうえで、不備がなければ、経費の範囲内で補助金が支給されることになります。

補助金額については Q2-3 を参照してください。10万円(または20万円)は上限額であって支給額ではありません。

Q 2-2 「事業継続支援金」とは何がどう違うのか？

(答) 「支援金」と「補助金」の性格の違いについては Q2-1 に示した通りです。「支援金」は要件を満たす事業者であれば一律に受給でき、その用途も制限がありませんが、「補助金」は要件を満たす事業者が補助事業(取り組み)を行った場合に、その取り組みに要した経費の一部を支給するものであり、補助金を補助事業以外の目的に使用することはできません。また補助金で購入した財産を無断で処分することは禁止されています。

| | 事業向上補助金 (今回受付開始する補助金) | 事業継続支援金 (5/1 から受付している支援金) |
|--------------------|--|--|
| 支給金額 | 小規模事業者: <u>上限 10万円</u> 中小企業者: <u>上限 20万円</u> ※補助対象経費(税抜き)の範囲内で 支給(千円未満切り捨て) | 小規模事業者: 10万円 中小企業者: 20万円 ※いずれも定額を支給 |
| 用途 | 補助事業以外の目的には使用できない | 制限なし |
| 対象事業者 (規模・業種) | 主たる事業所が岡山市内にある小規模 事業者・中小企業者 (商工業者) | 主たる事業所が岡山市内にある小規模 事業者・中小企業者 (商工業者ほか) ※6月に対象業種が拡大されました |
| 対象事業者 (売上高の減少率) | 令和2年2月~ <u>8月</u> までの いずれか1か月の売上高が、 前年同月比 <u>50%以上</u> の減少 | 令和2年2月~ <u>10月</u> までの いずれか1か月の売上高が、 前年同月比 <u>20%以上</u> の減少 ※6月に対象月が延長されました |
| 問い合わせ先 郵送申請先 | 岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会瀬戸支所、 岡山商工会議所 (事業所の所在地を管轄する商工団体) | |

Q 2-3 実際にもらえる補助金の額はどのように計算されるのか？

(答) 例えば、補助対象として認められた経費(税抜き)の合計額が 15 万 5500 円であった場合、小規模事業者の場合は、上限額が 10 万円と定められておりますので、補助金の額は 10 万円となります。中小企業者の場合は、上限額が 20 万円で、上限額まで 10/10 補助(千円未満切り捨て)ですので、補助金の額は 15 万 5000 円となります。

(補助金額の例)

| | | | | |
|-----------------|-------------------|------------|-------------|-------------|
| 補助対象経費(税抜き)の合計額 | | 5 万 5500 円 | 15 万 5500 円 | 25 万 5500 円 |
| 補助金の額 | 小規模事業者(上限額 10 万円) | 5 万 5000 円 | 10 万円 | 10 万円 |
| | 中小企業者(上限額 20 万円) | 5 万 5000 円 | 15 万 5000 円 | 20 万円 |

なお、ここでいう「補助対象として認められた経費の合計」とは、必ずしも「実施報告書に記載した経費の合計」と同じとは限らないことにご注意ください。実施報告書に補助対象とならない経費が記載されていた場合や、領収書の添付が無い場合など、書類審査の結果認められないものは補助対象経費から除かれることになります。

Q 2-4 補助金はいつごろ振り込んでもらえるのか？

(答) 申請受付後、審査を経て、約 1 か月での支給を予定しています。「事業継続支援金」よりも時間がかかることとなりますが、支援金と比べて内容の審査に時間を要するためですのでご理解のほどお願いします。ただし、書類に不備がある場合や、申請や相談が一度に集中した場合などはこの限りではありません。

Q 2-5 補助金は課税の対象になるのか？

(答) 申現時点において、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されます。ただし、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。

3 補助対象者

Q 3-1 小規模事業者と中小企業者の違いは？

(答) 業種、資本の額等及び常時使用する従業員の数に基づいて分類されます。
詳しくは、パンフレット第3面、または記載要領(3)「(表2)対象者と業種の分類表」をご確認ください。

※パンフレット、記載要領ともに岡山市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000021718.html>

QRコードはデンソーウェブの登録商標です。



Q 3-2 主たる事業所とは？

(答) 法人の場合は、本社(本店)、個人事業主の場合は、本社と位置付けている事業所(店舗等)になります。

Q 3-3 個人事業主の場合、代表者の住民登録は岡山市であることが必要か？

(答) 個人事業主の場合は、代表者の住民登録が岡山市外であっても、主たる事業所(店舗等)が市内にあれば、本補助金の申請が可能です。補助金交付申請書の「申請者住所」には、代表者の住所(この場合市外の住所)を記載してください。

Q 3-4 個人事業主で岡山市と他都市に飲食店を営んでおり、両店舗の規模や売上に差がない場合、どちらの店舗を主たる事業所とすればよいか？

(答) 個人事業主の場合は、本社と位置付けている事業所(店舗等)が主たる事業所になります。したがって、当該事業所の所在地が岡山市内であれば、本補助金の申請が可能です。

Q 3-5 複数の店舗や事業所を有する事業者(個人事業主・法人)の場合、店舗ごとに補助を受けられるか？

(答) 同一の事業者が複数回補助を受けることはできません。申請は法人又は個人事業主単位で認められるため、複数の店舗・事業所(市内に限る)で実施した取り組み全体を、一個の補助事業(取り組み)として申請いただくことになります。

Q 3-6 複数の事業内容を営む法人等であって、事業内容のうちに補助対象にならない事業が含まれる場合、補助対象となりうる事業のみをもって申請することはできるか？

(答) 一つの法人等において営まれる事業に補助対象にならない事業を含む場合、当該法人等は申請することはできません。

Q 3-7 いわゆるフリーランスや副業者が(1)から(9)の取り組みを行った場合は補助申請ができるのか？

(答) 税務署に開業届を提出している個人事業主であれば申請が可能です。たとえ確定申告を行っていても、開業届を提出していない場合は対象外となります。

Q 3-8 常時使用する従業員の定義は？

(答) 以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (a) 会社役員 (ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。)
- (b) 個人事業主本人および同居の親族従業員
- (c) (申請時点で)育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の社員
* 法令や社内就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者
- (d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - (d-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)
 - (d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※1)」の所定労働時間に比べて短い者

※1「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員(1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である)はパートタイム労働者とします。

「(d-2)パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

Q 3-9 モノ(機械部品・食品等)を製造して販売している場合、どの業種になるのか？

(答) 以下の例を参考に業種を判断してください。

- 例①: 事業者が製造したモノを卸している場合
⇒ 製造業
- 例②: 店舗を介さず、通信販売等により直接消費者に販売している場合
⇒ 製造業
- 例③: 製造場所と同じ場所にある販売施設で消費者に販売している場合
⇒ 小売業

Q 3-10 モノ(機械部品・食品等)を加工して販売している場合、どの業種になるのか？

(答) 販売業務に付随して行う簡単な加工(簡易包装、洗浄、選別等)は卸売業または小売業に分類されます。

ただし、以下の加工の場合は、製造業に分類されます。

- 例①: ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す場合
- 例②: 魚をさしみや切り身にして卸す場合

Q 3-11 複数の事業(業種)を営んでいる場合は、どうやって業種を分類するのか？

(答) 1つの事業所において複数の事業を営んでいる場合は、主たる事業が該当する業種を選択してください。なお、主たる事業とは、売上高や利益の最も大きい事業を言います。

Q 3-12 支店が複数あり、一部の支店の売上高減少率は 50%以上であるが、他の支店の売上高減少率は 50%未満である場合は補助申請ができるか？

(答) 一つの事業者(法人又は個人事業主)全体の売上高減少率が 50%以上であれば補助申請が可能です。

Q 3-13 創業後1年を経過しておらず、前年の売上高を比較できない場合、申請可能か？

(答) 令和2年4月1日までに開業している事業者であれば、申請は可能です。

業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、原則として以下のいずれかの基準をもって認定することになります。

- ①対象とする月の売上高が、その月を含む過去3か月の平均売上高と比較して 50%以上減少していること
例えば、3月を1か月の売上高とする場合、3月の売上高と、その月を含む過去3か月(1月、2月、3月)の平均売上高を比較する
- ②対象とする月と令和元年12月の売上高と比較して 50%以上減少していること
- ③対象とする月と令和元年10月から12月の平均売上高と比較して 50%以上減少していること

ただし、補助対象となる(1)～(9)の取り組みを創業時から行っている場合は、「新たな取り組み」とは認められないため対象となりません。

Q 3-14 本社が岡山市内にある法人が、市外の営業所・支店等で行った取り組みは補助対象になるか？

(答) 岡山市内の事業所で行った取り組みに限り、補助対象となります。

一例として、市内に本社があり、倉敷と総社に営業所がある法人が、全従業員に対しテレワークを導入した場合、岡山本社に所属する従業員にかかる経費が対象になり、倉敷・総社の両営業所に所属する社員にかかる経費は対象外となります。なお、この場合、岡山本社の従業員の住所が市外であっても構いません。

Q 3-15 本社が市外にある企業が、岡山市内の営業所・支店等で行った取り組みは対象になるか？

(答) 補助対象者は、主たる事業所が岡山市内にある事業者となっております。

主たる事業所とは、法人の場合は本社(本店)、個人事業主の場合は本社と位置付けている事業所をいいます。設問の場合は、補助対象者である要件を満たしていないため、補助の対象外となります。

Q 3-16 複数の事業者が共同で取り組む事業につき、事業者ごとに補助を受けられるか？

(例) 喫茶店の経営者Aとカフェの経営者Bが、共同でキッチンカーを購入して移動販売を開始した場合

(答) 一つの補助事業(取り組み)につき、複数の申請者が別々に申請することはできません。

また、事業者ごとに売り上げ減少率を判定するため、複数の事業者による共同申請はできません。

このような場合は、領収書の宛先となっている事業者が代表して申請してください。

Q 3-17 複数の法人が同居する事業所で取り組む事業につき、法人ごとに補助を受けられるか？

(答) 一例として、代表者を同じくし、オフィスを共有する複数の法人が、同時にテレワークを導入した場合、

①従業員はすべて兼任で、事業内容により別法人としている場合

一個の補助事業(取り組み)につき、複数の法人が別々に申請することはできません。

この場合は、領収書等の宛先となっている法人が代表して申請するようにしてください。

②法人それぞれに専属の従業員がおり、代表者のみ兼任している場合

代表者は同じであっても、別個の補助事業(取り組み)と認められますので、法人ごとに申請することができます。

ただし、代表者等の重複部分については、いずれか一社(領収書等の宛名の法人)の経費となります。

Q 3-18 同一の代表者が複数の法人を経営しているが、法人ごとに補助を受けられるか？

(答) 法人ごとに補助の申請が可能です。代表者が同一かどうかは補助の要件とは関係ありません。

ただし、同一の経費について複数の法人が別々に申請することはできません。

Q 3-19 いわゆる「みなし大企業」は対象となるか？

(答) 対象になりません。なお、みなし大企業の要件は以下のとおりです。

①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等

②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(※Q&A 第1版のQ3-19の内容がQ3-5と重複していたため削除し、本問を新たにQ3-19として追加しました)

Q 3-20 複数の店舗や事業所を有する事業者で、店舗によって取り組みの時期が異なる場合は？

(答) 一例として、食堂を3店舗経営する事業者が、うち1店舗で令和2年1月31日以前から宅配を実施しており、残る2店舗は令和2年2月1日以降に新たに宅配サービスを開始した場合、新たに取り組みを開始した2店舗分について補助対象となります。

Q 3-21 同一の事業者(個人事業主・法人)が(1)~(8)の取り組みを複数組み合わせを行った場合、取り組みごとに補助を受けられるか？

(答) 同一の事業者が複数回補助を受けることはできませんが、取り組みを複数組み合わせ申請することは可能です。この場合、複数の取り組みにかかる経費の総額を補助対象として計上できますが、補助金の上限額は一種類の取り組みを行った場合と同じく、一事業者につき10万円(小規模事業者)、又は20万円(中小企業者)です。

4 補助対象となる経費（取り組みの種類別）

Q 4-1 この補助金について発表される前に、すでに取り組みを実施したのだが補助対象となるのか？

（答）令和2年2月1日から令和2年9月30日までの間に、新たに開始した取り組みが補助の対象となります。

いち早く事業の見直しに取り組んだ事業者を支援できるよう、2月まで遡れるようになっています。

経費についても令和2年2月1日から令和2年9月30日までの間に支払いを済ませているものが対象です。

<対象となる例>

○店舗のみで飲食を提供していたが、コロナで来客が減り、3月1日から宅配を開始した

○令和2年1月31日以前からテイクアウトも行っていたが、3月1日に店舗を改修しドライブスルーを開始した

<対象とならない例>

×飲食店で令和2年1月31日以前から自店のバイクで宅配を行っており、3月1日に宅配代行に切り替えた

×飲食店で令和2年1月31日以前から宅配を行っており、3月1日に宣伝用ののぼり旗を設置した

×令和2年3月1日に移動販売の形態で飲食業を新規開業（創業）した

×令和2年1月31日以前からテレワークを運用しており、社員が増えたために3月1日にPCを追加購入した

×令和2年3月1日にテレワーク導入支援コンサル費用を支払ったが、実際の導入は10月以降の予定

Q 4-2 【経費の具体例】(1) テレワークの導入

（答）「新たにテレワークを導入する」という取り組みに伴って発生した経費が対象になります。

テレワークの定義については次ページ Q4-2-2 にてご確認ください。

令和2年1月31日以前からテレワークを実施・運用している事業者（※）が追加・強化を行う場合は対象になりません。（※テレワークを試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者は除きます）

なお、消耗品費及び通信費は対象になりません。

<対象となる経費の例>

○テレワーク開始に伴い新たに導入した機器（リモートワーク用のPC・周辺機器等）の購入（またはリース）費用

○テレワーク開始に伴い新たに導入した Web 会議システムの利用料

○テレワーク開始に伴い新たに導入した 勤怠管理ソフトの費用

○テレワーク開始に伴い新たに購入した PC にインストールするセキュリティーソフトの費用

○テレワーク導入に係るコンサルティング費用（機器の導入が必要。コンサル費用のみは×）

○テレワーク導入に係るシステム設計・構築等の委託費用、導入時サポート費用、保守管理委託費

<対象とならない経費の例>

×既にテレワークを導入していた事業者が、PCが古くなったため更新した費用

×既にテレワークを導入していた事業者が、通信量増加に伴いシステムを強化した費用

×既にテレワークを導入していた事業者が、対象社員の増加に伴い買い増した機器の費用

×消耗品（CD/DVD、USBメモリ、インク等）

×通信費（インターネット回線、プロバイダー料金、携帯電話料金、Wi-Fi使用料等）

×国・県・市等、補助金の対象となっている経費

Q 4-2-2 補助対象となる「テレワーク」の意味は？

(答) テレワークとは、厚生労働省により次のように定義されています。

**「情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方
要するに本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT をつかって仕事をする事」**

○厚生労働省 テレワーク総合ポータルサイト <https://telework.mhlw.go.jp/telework/about/>
(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、(一社)日本テレワーク協会の統一定義)

「テレ(tele: 離れた所)ワーク(work: 働く)」とは、就労形態（どこでどのように仕事をするか）を示す用語であるため、単にインターネットなどの ICT を活用するだけでなく、「会社から離れた場所（自宅やサテライトオフィスなどで働く）ことが要件になります。「会社からインターネットを使って離れた場所にいる人と仕事のやりとりをする」ことは「テレワーク」には該当しませんので注意してください。

Q 4-3 【経費の具体例】(2) テイクアウトの導入

(答) 飲食店や宿泊業等が「新たに商品持ち帰り方式による販売を導入する」という業態転換の取り組みに伴って発生した経費が対象になります。

令和2年1月31日以前からテイクアウトを導入している事業者(※)や持ち帰り専門店等が追加・強化を行う場合は対象になりません。(※テイクアウトを試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者は除きます)

また容器・食器等の消耗品費は、テイクアウトの開始により新たに導入したもののみが対象となります。

テイクアウトにも使える容器・食器等を、もともと店舗で使用していた場合は対象になりません。

<対象となる経費の例>

- テイクアウトの開始に伴い、新たに導入した厨房機器・調理機器等の購入費
- テイクアウトの開始に伴い、新たに導入した軽減税率対応 POS レジの費用
- テイクアウトの開始に伴い、既存の POS レジのソフトを軽減税率対応用に新たに改修した費用
- 店舗での飲食を陶器の食器と塗箸で提供していた事業者が、テイクアウトの開始に伴い、新たに導入した持ち帰り用容器、割り箸、レジ袋の費用
- テイクアウト用のメニューを新規開発した商品開発費
- テイクアウト用に新たに作成したメニュー表の製作費及び商品画像撮影費用
- テイクアウト開始を PR するため、新たに作成した広告宣伝費(看板・のぼり旗の設置費、パンフレット作成費、HP 製作費、PR 動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

<対象とならない経費の例>

- ×もともと店舗での飲食用に使い捨ての割り箸を使用していた事業者が、テイクアウトの開始により割り箸の使用量が増加した費用

Q 4-4 【経費の具体例】(2) ドライブスルーの導入

(答) 次の①又は②の事業者が「新たにドライブスルー方式による持ち帰り販売を導入する」という業態転換の取り組みに伴って発生した経費が対象になります。

- ①既にテイクアウトを導入している飲食店等
- ②店舗営業のみを行っている小売店・飲食店等

ここでいう「ドライブスルー」とは、自動車に乗ったまま商品やサービスを提供する販売方式をいい、来客が自動車を運転してドライブスルー専用窓口に向かい商品を受け取る方式の他、電話やネットで注文し、店舗駐車場において車に乗ったまま商品を受け取る方式も含まれます。

令和2年1月31日以前からドライブスルーを導入している事業者(※)が追加・強化する場合は対象になりません。(※ドライブスルーを試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者は除きます)

また容器・食器・包装材等の消耗品費は、ドライブスルーの開始により新たに導入したもののみが対象となります。

①の場合に既に導入済の持ち帰り用容器や食器、また②の場合にもともと持ち帰りにも使える容器・食器等を店舗で使用していた場合は対象になりません。

<対象となる経費の例>

- ドライブスルーの開始に伴い、新たに行った店舗や敷地の改装費用
- ドライブスルー窓口用に新たに導入したレジの購入費用
- 店舗での飲食は陶器の食器と塗り箸で提供していた事業者が、ドライブスルーの開始に伴い、新たに導入した持ち帰り用容器、割り箸、レジ袋の費用
- ドライブスルー用に新規開発した商品開発費
- ドライブスルーの開始をPRするために新たに作成した広告宣伝費(看板・のぼり旗の設置費、パンフレット作成費、HP 製作費、商品画像撮影費、PR 動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

<対象とならない経費の例>

- ×もともと店舗での飲食用に使い捨ての割り箸を使用している事業者が、ドライブスルーの開始により割り箸の使用量が増えた費用
- ×ドライブスルー用スペース確保のための土地取得費や土地使用料

Q 4-5 【経費の具体例】(2) デリバリーの導入

(答) 飲食店等が「新たにデリバリー(宅配)方式による販売を開始する」という業態転換の取り組みに伴って発生した経費が対象になります。

ここでいう「デリバリー」とは、店舗で調理した料理等を希望する顧客宅へ配送する販売方法(宅配・出前・仕出し等)をいいます。

令和2年1月31日以前からデリバリーを導入している事業者(※)、又は宅配専門店等が追加・強化する場合は対象になりません。(※デリバリーを試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者は除きます)

また容器・食器等の消耗品費は、デリバリーの開始により新たに導入したものが対象となります。

デリバリーにも使える容器・食器等をもともと店舗で使用していた場合は対象になりません。

<対象となる経費の例>

- デリバリーの開始に伴い新たに導入した配達車両(宅配バイク・保冷車等)の購入費・リース費用
- デリバリーの開始に伴い新たに導入した配達用具(岡持ち・保温ケース等)の購入費
- デリバリーの開始に伴い新たに導入した厨房機器等の購入費・リース費用
- デリバリーの開始に伴い新たに契約した宅配代行サービス手数料
- 店舗での飲食を陶器の食器と塗箸で提供していた事業者が、デリバリーの開始に伴い、新たに導入した持ち帰り用容器、割り箸、レジ袋等の費用
- デリバリー用のメニューを新規開発した商品開発費
- デリバリー開始をPRするため、新たに作成した広告宣伝費(看板・のぼり旗の設置費、パンフレット作成費、HP製作費、商品画像撮影費、PR動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

<対象とならない経費の例>

- ×もともと店舗での飲食用に使い捨ての割り箸を使用している事業者が、デリバリーの開始により割り箸の使用量が増えた費用
- ×宅配車両の燃料代、駐車料金、車検代、保険料、整備費用等

Q 4-6 【経費の具体例】(2) 移動販売の導入

(答) 飲食店等が「新たにキッチンカー等を利用した移動販売を導入する」という業態転換の取り組みに伴って発生した経費が対象になります。

令和2年1月31日以前から店舗販売と移動販売を併用している事業者(※)、又は移動販売専門店が追加・強化する場合は対象になりません。(※移動販売を試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者は除きます)
また容器・食器等の消耗品費は、移動販売の開始により新たに導入したものが対象となります。

移動販売にも使える容器・食器等をもともと店舗で使用していた場合は対象になりません。

<対象となる経費の例>

- 移動販売の開始に伴い新たに導入した車両(キッチンカー等)の購入費・リース費用
- 移動販売の開始に伴い新たに行う移動販売用車両への改造費
- キッチンカーに搭載するために新たに導入する厨房機器・調理機器、会計用タブレット端末等の購入費
- 店舗での飲食を陶器の食器と塗箸で提供していた事業者が、移動販売の開始に伴い、新たに導入した持ち帰り用容器、割り箸、レジ袋を導入した費用
- 移動販売用のメニューを新規開発した商品開発費
- 移動販売の開始をPRするため、新たに作成した広告宣伝費(看板・のぼり旗の設置費、パンフレット作成費、HP製作費、商品画像撮影費、PR動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

<対象とならない経費の例>

- ×もともと店舗での飲食用に使い捨ての割り箸を使用していた事業者が、移動販売の開始により割り箸の使用量が増えた費用
- ×移動販売車の燃料代、駐車料金、車検代、保険料、整備費用等

Q 4-7 【経費の具体例】(3) インターネット販売等の通信販売の導入

(答) 次の①または②の事業者(小売店等)が、「新たに行う非対面型販売への業態転換の取り組み」に伴って発生した経費が対象になります。

①店舗販売のみで商品を販売していた事業者

②令和2年1月31日以前から非対面型販売を行っており、新たに別の方法で非対面型販売を開始する事業者
(例:店舗販売及びカタログ通販を行っていた事業者が、新たにインターネット販売を開始する場合)

ここでいう「非対面型販売」とは、客と直接対面することの無い販売方法(インターネット販売、TVショッピング、テレフォンショッピング、カタログ通販等の通信販売)をいいます。

既に非対面型販売を導入している事業者(※)が同一の販売形態で追加・強化として行う取り組みは対象になりません。(※非対面型販売を試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者は除きます)

<対象となる経費の例>

○インターネット販売の開始に伴い新たに作成・修正・追加するホームページ作成費用

○インターネット販売の開始に伴い新たに登録するECモール登録料・利用料等

○TVショッピング・テレフォンショッピング、カタログ通販等の新たな開始に伴う利用料・手数料等

○インターネット販売のために新たに導入したPC・周辺機器等の購入(またはリース)費用

(※専らインターネット販売のために使用するものに限る)

○インターネット販売のために新規開発した商品開発費

○インターネット販売の開始をPRするため、新たに作成した広告宣伝費(看板・のぼり旗の設置費、パンフレット作成費、HP制作費、商品画像撮影費、PR動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

<対象とならない経費の例>

×インターネット回線使用料、プロバイダー料金等の通信費

×既に自社サイトでインターネット販売を本格的に行っている事業者が、加えて大手ECモールに出店する費用

×既にインターネット販売を本格的に行っている事業者が、商品の追加や変更等を行う費用

Q 4-8 【経費の具体例】(4) インターネットを利用した販路拡張 (Web 展示会・オンライン商談会等)

(答) 製造業等の BtoB 企業が、従来会場で行われていた見本市や展示会への出展や商談会への参加に替わり、「インターネットを利用した展示会や商談会等に参加して販路拡張を行う新たな取り組み」に伴って発生した経費が対象になります。

ここでいう「インターネットを利用した展示会や商談会等」とは、主催者が用意するインターネット上の展示会場に自社の製品や技術などを出展することにより、訪問者との商談を行うWeb展示会や、Web会議システムを利用して複数の参加者がインターネット上で商談を行うオンライン商談会などをいいます。

個別に1対1の商談をオンラインで行う場合は対象になりません。

また、当該Web展示会やオンライン商談会等の開催および登録料・参加費用の支払いが、令和2年2月1日から令和2年9月30日の間に行われている必要があります。

<対象となる経費の例>

- インターネットを利用した展示会や商談会等へ新たに参加するための参加費用、登録費用
- インターネットを利用した展示会や商談会等への参加のため、新たに作成する製品画像や動画などのコンテンツ制作費
(製品画像撮影費、動画製作費等)
- インターネットを利用した展示会や商談会等への参加のため、新たに導入する Web カメラ等の機器の購入費用
- インターネットを利用した展示会や商談会等への参加のため、新たに導入する Web 会議システム等のサービス利用料

<対象とならない経費の例>

- × インターネット回線使用料、プロバイダー料金等の通信費
- × インターネットを経由してバイヤーや発注元企業と個別に1対1で行う商談に係る経費

Q 4-9 【経費の具体例】(5) オンラインレッスン・Web セミナー等の導入

(答) 学習塾、料理教室、外国語教室、ビジネススクール、パソコン教室、音楽教室、スポーツジム、セミナー講師等が、教室や会場等において対面で行っていた授業やレッスン、セミナー等に替わり、「**新たに行うインターネットを利用した非対面の教育サービス等への業態転換を行う取り組み**」に伴って発生した経費が対象になります。

ここでいう「インターネットを利用した非対面の教育サービス等」とは、インターネット授業、eラーニング、オンラインレッスン、オンラインフィットネス、Web セミナー等、インターネットを利用して非対面で行う授業やレッスン、セミナー等をいいます。

リアルタイムに双方向で行うものだけでなく、録画の配信によるレッスン等も対象になります。

なお、事業収入を得られるものであることが要件となります。

令和2年1月31日以前からインターネットを利用した非対面の教育サービス等を行っていた事業者(※)は対象となりません。(※試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者は除きます)

<対象となる経費の例>

- オンラインレッスン等の開始に伴い新たに必要となった Web カメラ等の機器、Web 会議システム利用料、動画コンテンツ制作費、決済代行サービス利用料等
- オンラインレッスン等で使用するために新たに作成した教材等の開発・作成費用
- オンラインレッスン等を開始するために新たに取り入れたコンサルティングやアドバイスに係る費用
- スタジオやジムで行っていたレッスンを自宅等で行うために新たに行う防音等の工事費用
- オンラインレッスンやオンラインフィットネスの動画を新たに撮影するためのスタジオ・ジム等の使用料
- オンラインレッスン等の開始を PR するため、新たに作成する広告宣伝費(看板・のぼり旗の設置費、パンフレット作成費、HP 制作費、PR 動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

<対象とならない経費の例>

- ×無料で配信する動画等の作成・配信にかかる経費
- ×インターネット回線使用料、プロバイダー料金等の通信費
- ×対面での授業やレッスン、セミナー等でもともと使用していた教材や機材の更新等の費用
- ×事務用品、消耗品等に係る費用

Q 4-10 【経費の具体例】(5) 課金制ライブ配信の導入

(答)ライブハウス、ライブバー、イベントホール等が、会場に集まった観客に音楽の生演奏や演劇等(以下、ライブ等)を提供して入場料を得る方法から、無観客等でライブ等を行い「**新たにライブ動画等を配信し視聴者から料金を得る方法への業態転換の取り組み**」に伴って発生した経費が対象になります。

リアルタイムの配信だけでなく、録画の配信も対象になります。また動画配信だけでなく、音声のみの配信も対象になりますが、事業収入を得られることが要件となります(無料配信は対象外です)

令和2年1月31日以前から課金制ライブ配信を行っていた事業者(※)は対象となりません。(※試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者は除きます)

<対象となる経費の例>

- 課金制ライブ配信を行うために新たに導入した撮影機材等の購入(またはリース)費用
- 課金制ライブ配信の視聴者から料金を得るために新たに導入した電子チケットプラットフォームや決済代行サービス等の利用料
- 課金制ライブ配信のノウハウ取得のために新たに取り入れたコンサルティングやアドバイスに係る費用
- 課金制ライブ配信のために新たに発注した撮影や配信等に係る外注費
- 課金制ライブ配信の開始をPRするための広告宣伝費(看板・のぼり旗の設置費、パンフレット作成費、HP 製作費、PR 動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

<対象とならない経費の例>

- ×インターネット回線使用料、プロバイダー料金等の通信費
- ×ライブハウス保有機材(マイク、ミキサー、パワーアンプ、スピーカー、ケーブル類、スタンド類等の音響機材や照明機材、ギターアンプ、ベースアンプ、ドラムセット、キーボード等の楽器類)の更新等の費用
- ×照明、ドライアイス、音響・照明スタッフ等、もともとライブの開催に必要な経費

Q 4-11 【経費の具体例】(6) 店舗改修工事(業態転換に伴う工事、3密対策のための空調設備導入等)

(答) 飲食店・小売店・サービス業等が、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、次の①または②の目的で新たに行う店舗改修工事の取り組み」に伴って発生した経費が対象になります。

①業態を転換して事業を継続するために行うもの

②従来の業態のまま事業を継続するため、3密(密閉・密集・密接)状態の回避を目的に行うもの

なお、店舗が対象であり、事務所は原則として対象となりません

①については、(2)テイクアウトやドライブスルーの導入、(8)新事業への転換などを行うために行う店舗改修工事がこれにあたります。

②において、店舗改修工事を伴わない感染防止対策(従業員に配布するマスクやフェイスシールド、消毒用アルコール、除菌スプレー、ペーパータオル、専門業者への除菌・消毒の外注)の費用は対象となりません。

また、店舗の3密状態の回避のためには、テーブルや椅子の一部撤去、客席間の飛沫防止スクリーンの設置、向かい合わせから横並びへの座先配置の変更、通路への客間距離を確保するマークの貼付、入店人数の制限、通風改善のための壁や棚の撤去、空調設備の設置など、さまざまな対策が考えられます。

補助対象となる店舗改修は、店内備品の単なる移動や置くだけで簡単に元に戻せるものではなく、工事を伴う不可逆的で大掛かりなものであることが要件となります。

<対象となる経費の例>

- ドライブスルーの導入に伴い、新たに工事を行って店舗に専用の窓口を設ける経費
- 飲食店が貸しオフィス事業に参入するため、新たに工事を行って店舗に個室を設ける経費
- 換気扇、エアコン、網戸等、新たに工事を行って設置する設備にかかる費用
- 接触回避のための食券販売機やセルフレジの導入費用(店舗改修工事を伴う場合のみ)
- 混雑緩和のための来店予約システムや受発注システム等の導入費用(店舗改修工事を伴う場合のみ)

<対象とならない経費の例>

×テーブルや椅子の単なる移動や、置くだけの空気清浄機や飛沫防止板など、工事を伴わず簡単に元に戻せるもの

Q 4-12 【経費の具体例】(7) 感染症対策用品の製造への参入

(答) 製造業等の事業者が、「新たに感染症対策用品の製造に参入する」という取り組みに伴って発生した経費が対象になります。

ここでいう「感染症対策用品」とは、新型コロナウイルス感染拡大を受けて供給不足となっている、マスク、フェイスシールド、医療用ガウン、除菌用アルコール等をいいます。

令和2年1月31日以前からこれらの用品を製造している事業者が、製品を改良・増産する取り組みは対象になりません。またこれらの用品を製造することなく販売のみに参入する場合は対象になりません。

<対象となる経費の例>

- 新たに参入する感染症対策用品の製造にかかる試作品の材料費
- 新たに参入する感染症対策用品の製造にかかるノウハウの習得のための費用
- 新たに参入する感染症対策用品の製造にかかる製造設備の費用
- 新たに製造する製品をPRするための広告宣伝費(看板・のぼり旗の設置費、パンフレット作成費、HP 製作費、製品画像撮影費、PR 動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

<対象とならない経費の例>

- ×令和2年1月31日以前から製造している感染症対策用品の改良のための開発費用
- ×令和2年1月31日以前から製造している感染症対策用品を増産するための生産機械導入費用
- ×販売のみの参入(小売店が海外から輸入した不織布マスクの販売に参入する等)

Q 4-13 【経費の具体例】(8) ウィズコロナ時代にふさわしい新事業への転換・参入、新しいサービスの開始、新商品の開発等

(答)「ウィズコロナ時代にふさわしい新事業への転換・参入、新しいサービスの開始、新商品の開発等」という取り組みに伴って発生した経費が対象になります。

(例1)カラオケ店が既存の個室を転用する、ビジネスホテルが客室を改装する、飲食店等が店舗の一部を個室に改装するなどの方法で、新たに貸オフィス業に参入する取り組みの場合

＜対象となる経費の例＞

- 取り組みに伴い新たに発生した店舗改装費、オフィス家具や IT 機器等の購入(またはリース)費用、Wi-Fi 導入費用、会計システムや予約システム等の導入費等
- 貸オフィス業の開始を PR するため、新たに作成した広告宣伝費(看板・のぼり旗の設置費、パンフレット作成費、HP 製作費、PR 動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

＜対象とならない経費の例＞

- × オフィス機能と直接関係ない装飾品や BGM 等に係る費用

(例2)食品製造業者が土産物店における販売減を補うべく、インターネット販売に特化した新ブランドを立ち上げる取り組みの場合

＜対象となる経費の例＞

- 取り組みに伴い新たに依頼したマーケティングやブランドに関する専門家のコンサルティング費用
- 立ち上げた新ブランドを PR するため、新たに作成した広告宣伝費(看板・のぼり旗の設置費、パンフレット作成費、HP 製作費、PR 動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

＜対象とならない経費の例＞

- × 専門家との打ち合わせに係る飲食・接待費

(例3)水産加工業者が飲食店の営業自粛により減少した売り上げを回復すべく、「家呑み」用の新商品を開発する取り組みの場合

＜対象となる経費の例＞

- 取り組みに伴い新たに発生した試作品の材料費、市場調査にかかる費用、パッケージデザイン費用等
- 新商品を PR するため、新たに作成した広告宣伝費(看板・のぼり旗の設置費、パンフレット作成費、HP 製作費、PR 動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

＜対象とならない経費の例＞

- × 試作品を除く商品の材料費、パッケージに係る印刷代・包装資材等

Q 4-14 「試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者」とは、どのような事業者を指すのか？

(答) 補助対象となる取り組みは、「新型コロナウイルスの影響を受けて新たに行う事業内容の見直し」であるため、既に取り組みを導入している事業者が追加・強化として行う取り組みは対象になりませんが、次の例のような場合は「試行的に導入しているが、本格運用に至っていない事業者」とみなし、補助の対象とします。

(例 1) 自社サイト内のネット販売ページへのアクセスが少なく売上に繋がっていなかった事業者が、新型コロナウイルスの影響で店頭での売上げが激減したのを機に、専門家のコンサルティングを受けてサイトをリニューアルし、本格的にインターネット販売に参入した場合

(例 2) 社員の一部にのみ在宅勤務を認めていたが利用が低調であった事業者が、コロナによる外出自粛を機に全社員にPCを配布し、就業規則を整備して本格的にテレワークを導入した場合

Q 4-15 【経費の具体例】(9) テラス営業の導入 (7月14日追加)

(答) 飲食店・小売店等が「新たにテラス営業を導入する」という業態転換の取り組みに伴って発生した経費が対象になります (保健所の指導に従って必要な衛生管理を行ってください)。

ここでいう「テラス営業」とは、従来店舗内のみで行っていた事業内容を、次の①または②により店舗外に拡大して行う営業をいいます。

①「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた沿道飲食店等を支援するための路上利用に関する要項」に基づく岡山市の支援証明、道路管理者の道路占用許可、及び所轄警察署の道路使用許可を受けて、店舗前の歩道を利用して行う営業 (※岡山市長の「路上利用支援証明書」(写) の添付が必要です。)

<参考>沿道飲食店等の道路を利用した営業について (岡山市ホームページ)

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000023418.html>

②自己の敷地内において店舗外で行う営業

令和 2 年 1 月 31 日以前からテラス営業を行っていた事業者(※)は対象となりません。(※イベント等で一時的に、または試行的に導入したが、本格運用に至っていない事業者は除きます)

<対象となる経費の例>

○店頭営業を新たに開始するために導入する、パラソル、テーブル、椅子、ゴミ箱、A 型看板、のぼり旗、カーテン、カラーコーン、チェーンスタンド、照明等の購入費用 (①の場合は営業時間終了後に撤去できるものに限り)

○店頭営業を新たに開始するために建物に設置する、日よけ、看板、照明等の設置費用

○店頭営業の新たな開始を PR するための広告宣伝費(パンフレット作成費、HP 製作費、PR 動画作成費、テレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等)

<対象とならない経費の例>

×令和 2 年 1 月 31 日以前からテラス営業を行っている事業者が、追加・更新を行う費用

×店舗の延長ではなく、路上や敷地内のみで営業を行うもの

×調理器具の購入費 (店舗内の厨房内で調理・盛り付けしたものを提供する必要があります)

5 補助対象となる経費（科目別）

Q 5-1 (A) 機器・車両等購入費(またはリース費用)

(答) 取り組みに伴って新たに導入した機器・車両等の購入(またはリース)費用が対象となります。取り組みに伴わない費用は対象となりません。

パソコン・原付バイク等、汎用性のあるものであっても、取り組みのために新たに必要となり購入したものであれば対象となりますが、補助金で購入した財産を目的外に使用したり、無断で処分したりすることは禁止されています。

<対象となる経費の例>

PC本体・タブレット端末等

- ・テレワークの導入により社員に配布するPC、インターネット販売のために導入したPC、オンラインレッスン等の配信用に導入したPC、移動販売開始に伴うレジ用タブレット、貸オフィス業への転換に伴い導入したPC、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

Webカメラ・ヘッドセット等

- ・テレワークに使用するもの、Web展示会やオンライン商談会に使用するもの、オンラインレッスンやWebセミナー等に使用するもの、貸オフィス業への転換に伴い導入したもの、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

プリンター・スキャナー等

- ・貸オフィス業への転換に伴い導入したもの、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

ソフトウェア・アプリケーション等

- ・テレワーク導入に伴い新規購入したPCのセキュリティーソフト、テレワーク導入に係る勤怠管理ソフト、インターネット販売用やオンラインレッスン等の配信用に導入したPCのセキュリティーソフト、テイクアウト・ドライブスルー・デリバリー・移動販売の導入に伴う受発注システムや会計ソフト、テイクアウト導入に伴いPOSシステムを軽減税率対応とするための改修費用、店内混雑緩和のための来店予約システム、貸オフィス業への転換に伴い導入した会計システムや予約システム、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

Wi-Fi機器等

- ・貸オフィス業への転換に伴い導入したもの、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

厨房機器・調理機器等

- ・テイクアウト・デリバリーの導入に伴い新たに購入したもの、移動販売開始に伴い導入したキッチンカーに搭載するもの、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

空調機器

- ・ドライブスルー用に新設した窓口に設置したエアコン、3密対策のための店舗改修工事で設置した換気扇・エアコン等、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

レジ機器

- ・テイクアウト導入に伴い新たに導入した軽減税率対応レジ、ドライブスルー用窓口に新設したレジ、3密対策のための店舗改修工事に伴い導入する非対面セルフレジ、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

動画撮影・配信用機材

- ・オンラインレッスン・Webセミナー・課金制ライブ配信等のために導入した機材

車両

- ・デリバリーの導入に伴い購入した宅配バイク・保冷車等、移動販売の導入に伴い購入したキッチンカー等

配達用具

- ・デリバリーの導入に伴い購入した保温ケース・岡持ち等、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

オフィス家具

- ・貸しオフィス業への参入に伴い導入したもの、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

生産設備

- ・新たに製造する感染症対策用品の生産設備、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

その他

- ・その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

Q 5-2 (B) 利用料・手数料

(答) 取り組みに伴って新たに導入したサービスの利用料や手数料が対象となります。取り組みに伴わない費用は対象となりません。

<対象となる経費の例>

宅配代行サービス利用料

- ・デリバリーの導入に伴うもの

Web会議システム利用料

- ・テレワーク・Web展示会・オンライン商談会・オンラインレッスン・Webセミナー等のために新たに導入したもの

ECモール出展料

- ・インターネット販売の導入に伴うもの

動画配信システム利用料、決済ツール利用料

- ・オンラインレッスン・Webセミナー・課金制ライブ配信等の導入に伴うもの

電子チケットプラットフォームの利用料

- ・課金制ライブ配信の導入に伴うもの

ソフトウェア利用料・ライセンス料

- ・テレワーク・インターネット販売等の導入に伴うもの、その他取り組みに必要なため新たに導入したもの

Web展示会出展料・オンライン商談会参加費用

- ・販路拡張のためにインターネットを利用した展示会や商談会等に出展・参加する費用

施設利用料

- ・オンラインレッスンやオンラインフィットネスの動画を撮影するスタジオ・ジム等の利用料

その他

- ・その他取り組みに必要なため新たに必要となった利用料等

Q 5-3 (C) 材料費

(答) 感染症対策用品やウィズコロナ時代にふさわしい新商品の開発にかかる試作品の材料費が対象となります。販売用の原材料費は対象となりませんので、通常の仕入れ分と明細等で区分されている必要があります。

Q 5-4 (D) 外注費

(答) 取り組みに関して専門業者等に委託・発注した費用が対象となります。取り組みに伴わない費用は対象となりません。また、グループ企業や関連会社、自社の役員や社員等への支払いは対象となりません。

<対象となる経費の例>

コンサルティング費用

・テレワーク導入に伴う導入支援やセキュリティー等の支援、業態転換に伴うマーケティング等の支援等

コンテンツ等作成費用

・テイクアウト・デリバリー・インターネット販売等の導入に伴うホームページ制作・改修費用、オンラインレッスン・オンラインフィットネス等の動画コンテンツ作成費用、ライブ配信用映像制作費用

保守・管理費用

・システム保守費用

工賃等

・デリバリー・移動販売の導入に伴う自動車等の改造費用、店舗改修にかかる作業工賃等

その他

・その他取り組みに必要なため新たに専門業者等に委託・発注した費用

Q 5-5 (E) 消耗品費

(答) 取り組みに伴って新たに使用した消耗品の費用が対象となります。取り組みに伴わない費用は対象となりません。また文房具・事務用品等（はさみ、ペン、封筒、インクカートリッジ、CD/DVD、USB メモリ、電池等）は対象となりません。

<対象となる経費の例>

持ち帰り容器・使い捨て食器・包装資材等

・テイクアウト・デリバリー・移動販売の導入に伴い新たに導入したもの

その他

・その他取り組みに必要なため新たに必要となった消耗品の費用

Q 5-6 (F) 広告宣伝費

(答) 取り組みをPRするための広告宣伝費に要した費用が対象となります。取り組みに伴わない費用は対象となりません。

<対象となる経費の例>

- ドライブスルーの開始に伴う看板の設置費、テイクアウトの導入をPRするのぼり旗の設置費、宅配の開始をPRするためのパンフレット作成費、インターネット販売の開始に伴うHP製作費、テイクアウト用に新たに作成したメニュー表の製作費及び商品画像撮影費、Webレッスンの開始をPRするための動画作成費
- 取り組みについてPRするためのテレビ・新聞・雑誌等の広告掲載費等

<対象とならない経費の例>

- ×はさみ、のり、ペン、マーカー等の事務用品費
- ×自社でパンフレットを作成・配布するための用紙・インク・封筒等の消耗品費
- ×定期的に新聞折り込みしているチラシの作成費、既存のHPの定期更新費等。

また経費が広告宣伝費のみの場合は補助対象となりません。取り組みに対する主たる費用が必要です。

<対象となる例>

- 宅配の開始に伴い配達用の原付を購入し、メニューと価格を記載したチラシを作成し近隣に配布した

<対象とならない例>

- ×飲食店でテイクアウトを開始したが、PR用に設置したのぼり旗の費用以外には新たな費用は発生しなかった

6 申請の流れ・添付書類について

Q 6-1 申請書はいつ出せばいいのか？取り組みを行う前に提出する書類はないのか？

(答) 取り組みを実施し、経費の支払いを終えてから申請書類一式を提出していただくことになります。申請と審査を簡略化するため交付申請と実績報告を1度に行うこととしており、事前の提出は必要ありません。

Q 6-2 確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合、前年同月の売上を売上台帳(もしくは試算表)で代替することができるか？

(答) 確定申告書の写しの添付は必須です。確定申告をしていないことを理由に前年売上の確認を他の書類で代替することは認められません。

Q 6-3 青色申告を行っている場合で、所得税青色申告決算書を提出しなかった場合はどうなるのか？

(答) 青色申告を行っている場合で、所得税青色申告決算書の提出がない場合は、白色申告を行っている方等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

Q 6-4 法人で、事業年度の確定申告の申告期限前である場合や申告期限が延長されている場合など、自己都合以外の相当の事由により対象月の直近の事業年度の確定申告書類の写しが提出できない場合、前年同月の売上を確認する書類としてどのような書類を添付すればよいか？

(答) 2事業年度前の確定申告確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書(月別売上高が記載のもの)の写しを提出してください。

Q 6-5 「セーフティネット4号」で売上高の減少率が50%以上である認定を受けているため、この認定書の写しを「(4)売上高の減少率が確認できる書類」に代えて提出したいが、当該認定書の有効期間が過ぎたものは使えないのか？

(答) 本補助金については、有効期間を過ぎた認定書でも使用することができます。「セーフティネット4号」以外の、「危機関連保証」・「中小企業体質改善資金融資」についても扱いは同じです。ただし、いずれの場合も認定書の減収対象月が2月～8月であり、かつ最近1か月間の売上高等の減少率が50%以上であるものに限りま

Q 6-6 添付書類について詳しく知りたい。

(答) 「記載要領(4) 添付書類について」をご覧ください。

岡山市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000021718.html>

QRコードはデンソーウェブの登録商標です。



Q 6-7 所得税がかかっていない又は少額のため確定申告が必要ない事業者は確定申告書が添付できないが、その場合の添付書類は？

(答) 開業届、納税証明書、市県民税申告書を添付してください。審査の上書類の追加が必要になる場合があります。

Q 6-8 クレジットカードで支払いを行ったときに必要な添付書類は？

(答) 次の①②③を添付してください。

- ① クレジット払いであること及び金額の内訳が明記された領収証
(「クレジット払い」の記載が無い場合：カード利用時に発行されるカード売上票お客様控を添付)
(金額の内訳の記載が無い場合：レシート等内訳がわかるものを添付)
- ② カード会社発行の「カード利用明細」(インターネットによる明細を印刷したものでも可)
- ③ 引き落としが確認できる通帳の写し

Q 6-9 クレジットカード決済で購入した場合、対象期間内に代金の口座引き落としが完了する必要があるか？

(答) 対象期間内にクレジットカードで購入したが、代金の口座引き落としが9月30日までに完了しない場合は、募集期間内に Q6-8 の①②を添付して申請した上で、引き落としが完了した後に③を追加送付してください。

Q 6-10 7月14日に 募集期間・売上減少月・取組期間 をそれぞれ延長したのはなぜか？

(答) これからの暑い時期において換気扇などの3密対策への需要が見込まれることから、補助対象となる取り組みを行った期間を2カ月延長し、それに伴って売上減少の算定月及び募集期間についても同様に延長したものです。なお、延長による変更内容は次表のとおりです。

| | 6/15 募集開始時 | 7/14 延長 |
|--------|-----------------|------------------|
| 取組期間 | 令和2年2月1日～7月31日 | 令和2年2月1日～9月30日 |
| 売上高減少月 | 令和2年2月～6月 | 令和2年2月～8月 |
| 募集期間 | 令和2年6月15日～8月31日 | 令和2年6月15日～10月31日 |